

奨学金ガイドブック2013

Dreams, come true!

夢に向かってがんばる君へ



公益財団法人 川之江奨学会

川之江奨学会について

川之江奨学会は、昭和33年に前身の高津奨学会として設立され、平成24年4月1日、公益財団法人の認定をうけ、「公益財団法人川之江奨学会」となりました。高校・高等専門学校・大学・短期大学および専門学校で学ぶ人を対象に貸与奨学金事業を行い、これまでの貸与人数は1000人近くに達しています。

今後とも、社会に貢献できる優秀な人材の育成に取り組んでまいります。

川之江奨学会の奨学金制度について

1 奨学金の貸与額について

奨学金には、毎月決まった日に口座に振り込まれるものと、入学時に一時金として貸与される入学準備金があります。



奨学生の種類	貸与月額 (円)	入学準備金 (円)
高校・高等専門学校	10,000 *年額120,000	100,000
大学(短大・専門学校)	25,000 *年額300,000	200,000

2 奨学金の貸与について

1) 貸与方法

指定された奨学生本人名義の口座に振り込まれます。

2) 貸与時期

原則として、毎月10日としています。

(休日の場合は前営業日となります。)

3) 貸与期間

貸与開始から在籍する学校の正規の修学期間の終期まで(6年の場合は、その期間)。ただし、修学の途中から貸与を受ける場合は、残りの修学期間となります。



3 奨学金の返還について

当奨学会の奨学金は貸与ですから、卒業後は返還の義務があります。返還金を直ちに次の奨学生に貸与する仕組みとなっているため、返還が円滑に行われないと、次の貸与に大きな支障をきたすこととなります。卒業後は必ず返還してください。

1) 返還方法

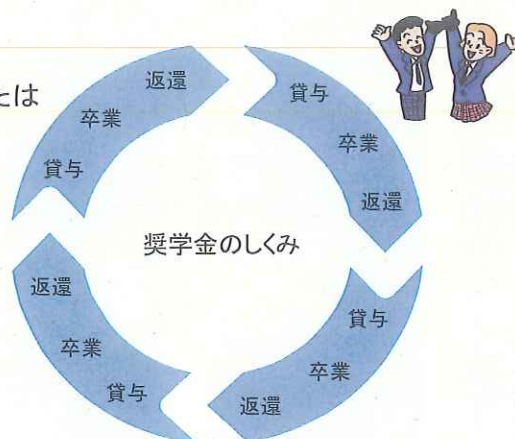
奨学金の返還は、卒業後の4月から年賦または月賦の方法で返還することになります。

2) 利息

奨学金は無利息です。

※利息はいただきません。

※貸与された元本のみ返還してください。



3) 返還期間

奨学金の返還期間は、貸与を終了した後、貸与期間の2倍の年数以内に返還することになります。

入学準備金は、卒業後、高等学校にあたっては3カ年、短大は2カ年、大学は4カ年以内に返還することになります。



4) 返還の猶予・免除

奨学生本人が卒業後大学院などに進学した場合は、在学届を提出することで、卒業まで返還が猶予されます。病気・災害等により返還が困難な場合も、所定の手続きにより一定期間返還を猶予することがあります。

また、奨学生本人が死亡したり、やむを得ない事情により返還が不能になった場合には、返還を免除することがあります。

4 その他

・他の奨学会制度との併用も可能です。

※公益財団法人伊予三島奨学会と併用する場合に限り、出願時に提出が必要となる「奨学生願書」は、併願用の願書を使用し申し込むことができます。

・卒業後の就職、進学、その他について何ら制約はありません。

1 募集人員

奨学生の種類	奨学金	入学準備金
高校・高等専門学校	2名	2名
大学(短大・専門学校)	30名	3名



2 出願資格

四国中央市に居住する者の子弟であって、高等学校以上の学校に在学し、学術優秀、品行方正で、学資の支弁が困難と認められる者。

修学の途中※1から、貸与を受けることも可能です。

※1.例) 現在、大学1年生から3年生で翌年4月から貸与を受けたい場合

3 応募方法

- ・高校へ進学する場合 → 在学中の中学校へ
- ・市内の高等学校在学中の場合 → 在学中の高等学校へ
- ・市外の高等学校在学中の場合 → 四国中央市教育委員会事務局へ
- ・修学の途中の場合 → 四国中央市教育委員会事務局へ

4 募集時期

9月上旬～1月中旬



お問い合わせ先

四国中央市三島宮川4丁目6番55号
 四国中央市教育委員会教育総務課内
 公益財団法人 川之江奨学会事務局
 TEL 0896-28-6044

